

八代交通圏タクシー
準特定地域協議会構成員 各位

八代交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 松本章
(公印略)

令和元年度第2回「八代交通圏タクシー準特定地域協議会」の開催について（書面協議）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記協議会につきましては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づき、八代交通圏が準特定地域に指定されたことに伴い、タクシー事業の適正化・活性化の取り組みについて協議を行うために設置しているところです。

この度、平成26年施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化・及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号）の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取り組み状況についてフォローアップを実施することに伴い、国土交通省より八代交通圏タクシー準特定地域における具体的な取り組み項目について、協議会で目標値の設定及び進捗状況を報告する旨の通知がっておりますので、下記の協議事項に関し協議をさせていただきます。

なお、本来であれば協議会を開催し、委員の皆様方にご審議をいただくところではございますが、協議事項が本件のみであることから、委員の皆様方には書面による意思表示をいただくことで、当該協議会の開催に代えさせていただきます。

つきましては、別紙回答書により令和2年3月23日（月）までに、FAXにて協議会事務局へご返信くださいますようお願い申し上げます。

記

- 協議事項 活性化事業に係るフォローアップ調査項目の目標値の設定及び各項目の進捗状況について【資料1】

【問い合わせ先】
八代交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局
(一般社団法人 熊本県タクシー協会 内)
担当: 吉田 ・ 片岡
〒862-0901 熊本市東区東町 4-14-31
TEL 096-368-4101 FAX 096-365-5986